

自治事務を対象として見直しを実施することとした理由

(地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成20年12月8日)より抜粋)

第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

2 義務付け・枠付けの見直しの方針

(1) 本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法(手続、判断基準等)について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正(補充・調整・差し替え)を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について(平成19年7月25日)、同「国の関与の廃止等について(追加分)」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」(以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。)のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」(地方自治法第2条第13項)とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」(同法第2条第9項第1号)であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」(同法第245条の9)とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けでなければならないことは当然である。